

公益社団法人日本看護協会 専門看護師規程

第1章 総則

第1条 公益社団法人日本看護協会専門看護師制度（以下「本制度」という。）は、複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して、水準の高い看護ケアを効率よく提供するための、特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師を社会に送り出すことにより、保健医療福祉の発展に貢献し併せて看護学の向上を図ることを目的とする。

第2条 公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）は前条の目的を達成するため、この専門看護師規程（以下「規程」という。）により専門看護師を認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。

第3条 専門看護師とは、本会専門看護師認定審査に合格し、ある特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた者をいい、次の各号の役割を果たす。

- (1) 専門看護分野において、個人、家族及び集団に対して卓越した看護を実践する。（実践）
- (2) 専門看護分野において、看護者を含むケア提供者に対しコンサルテーションを行う。（相談）
- (3) 専門看護分野において、必要なケアが円滑に行われるために、保健医療福祉に携わる人々の間のコーディネーションを行う。（調整）
- (4) 専門看護分野において、個人、家族及び集団の権利を守るために、倫理的な問題や葛藤の解決を図る。（倫理調整）
- (5) 専門看護分野において、看護者に対しケアを向上させるため教育的機能を果たす。（教育）
- (6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発を図るために実践の場における研究活動を行う。（研究）

第2章 専門看護師制度委員会

第4条 本制度の運営にあたって、専門看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）を設ける。

第5条 制度委員会は、本制度の実施及び改善のための検討等を行い、必要事項について定めることができる。

第6条 制度委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第7条 制度委員会の構成及び運営については、専門看護師細則（以下「細則」という。）に定める。

第3章 他の看護関係の組織との連携

第8条 本会は、本会が認定する専門看護師と同等の資格を認定する他の看護関係の組織と、水準を均質にする努力を行うために協議会を設ける。

第4章 専門看護分野の特定

第9条 専門看護分野とは、変化する看護ニーズに対して、独立した専門分野として知識及び技術に広がりや深さがあると制度委員会が認めたものをいう。

第10条 専門看護分野の特定の方法は、制度委員会、同委員会に申請された分野について逐次審議し、理事会の決議を経て行うものとする。

第5章 専門看護師の認定

第1節 専門看護師を認定する委員会

(認定委員会)

第11条 専門看護師の認定に関する事項の審議は、専門看護師認定委員会（以下「認定委員会」という。）が行い、認定委員会は、必要事項について定めることができる。

第12条 認定委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 専門看護師の認定及びその更新及び再認定の審査に関すること
- (2) 専門看護師の認定及びその更新及び再認定の実施に関すること

第13条 認定委員会の委員は、理事会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第14条 認定委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第15条 認定委員会は、専門看護師を認定する業務を補佐する専門看護師認定実行委員会（以下「認定実行委員会」という。）を組織する。

(認定実行委員会)

第16条 認定実行委員会は、認定委員会を補佐し専門看護師の審査に関するすべての業務を行う。

第17条 認定実行委員会は、専門看護分野ごとに組織する。

- 2 認定実行委員会の委員は、認定委員会において有識者から選任し、会長が委嘱する。

第18条 認定実行委員会の構成及び運営については、細則に定める。

第2節 受験資格

第19条 専門看護師認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める資格をすべて満たしていなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること
- (2) 所定の教育を修了していること（以下の条件のいずれかを満たす者であること）
 - イ 看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位を取得した者。なお、看護系大学大学院修士課程修了者で日本看護系大学協議会専門看護師教育課程基準の所定の単位に満たない者は、必要単位をさらに取得するものとする。
 - ロ 看護学以外の関連領域の大学院等を修了した者で、イにおいて必要単位をさらに取得した者
 - ハ 外国においてイまたはロと同等以上の教育を受けたと認められる者
- (3) 専門看護師として必要な実務研修をしていること
 - イ 看護師免許を取得後、通算5年以上実務研修をしていること。そのうち通算3年以上は専門看護分野の実務研修をしていること。
 - ロ 専門看護分野の実務研修内容については、細則に定める。

第3節 専門看護師の審査及び認定

第20条 受験者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに、本会に提出しなければならない。

第21条 審査は、各専門看護分野の認定実行委員会が受験者に対して、毎年1回、書類審査及び試

験によって行う。

第22条 認定実行委員会は、審査結果を認定委員会に報告する。

第23条 認定委員会は、各専門看護分野の認定実行委員会の報告に基づき、専門看護師の認定を行う。

第24条 会長は、認定委員会が専門看護師として認定し、認定証の交付を申請した者に対して、専門看護師認定証等を交付する。

2 本会は、前項の認定証等を交付した者を専門看護師名簿に登録する。

3 本会は、前項の登録をした者の氏名を本会公式ホームページで公表する。

4 専門看護師認定証の有効期間は、交付の日より5年経過した日が属する年の12月末日までとする。ただし、第29条の規定によって、専門看護師がその資格を喪失したときは、資格を喪失した日に効力を失うものとする。

第6章 専門看護師の認定の更新

第25条 本会は、専門看護師のレベル保持のため、認定更新制を施行する。

第26条 専門看護師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第27条 専門看護師の認定更新を申請する者（以下「認定更新申請者」という。）は、次の各号に定めた資格をすべて満たしていなければならない。

(1) 日本国の看護師免許を有すること

(2) 申請時において、専門看護師であること

(3) 申請時において、過去5年間に細則に定める看護実績、研修実績及び研究業績等があること

第28条 認定更新申請者は、細則に定める申請書類を理事会が定める審査料とともに本会に提出しなければならない。

第7章 専門看護師の資格の喪失及び処分

第29条 専門看護師は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定委員会の決議により、専門看護師の資格を喪失する。

(1) 専門看護師の資格を辞退したとき

(2) 専門看護師の認定の更新をしなかったとき

(3) 第27条に定める認定更新要件を満たさないと認定委員会が判断したとき

(4) 日本国の看護師免許を喪失、返上又は取消されたとき

第30条 専門看護師としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会と制度委員会の審議を経て、会長が専門看護師の認定を取消す等必要な処分を行うことができる。

2 前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める。

第8章 専門看護師の再認定

第31条 第29条に基づく資格喪失後に再び専門看護師の認定を申請する者（以下「再認定申請者」という。）の審査は、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合「認定更新」とあるのは「再認定」と読み替えるものとする。

2 再認定申請者については第27条2号を適用しない。

第9章 規程の変更及び見直し

第32条 この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更することができる。

第33条 この規程は、5年ごとに見直しをする。

第10章 補則

第34条 この規程を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附則

- 1 この規則は、平成7年11月10日から施行する。
- 1 この規則は、平成11年7月9日改正
- 1 この規則は、平成15年5月20日改正
(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護師を看護師に変更)
- 1 この規則は、平成16年2月6日改正
(第3条 倫理調整を追加)
- 1 この規則は、平成17年2月4日改正
(第19条を改正)
(権限委譲先の明記及び正式名の記載等の改正)
- 1 この規則は、平成19年4月20日改正
(第19条を改正)
(実務経験、経験を実務研修に変更し、条文整理)
- 1 この規則は、平成20年5月19日改正
(第24条3項 「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この規則は、平成21年2月6日改正
(第12条 再認定を追加)
(第19条を改正し、条文整理)
(専門看護師に必要な所定の教育修了後の実務研修期間を「1年以上」から「6か月以上」に変更)
(第29条3号を追加)
(第8章「専門看護師の再認定」第31条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)
- 1 この規程は、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この規程は、平成24年2月23日から施行する。
(第19条第3号イ 専門看護師に必要な所定の教育修了後の実務研修期間「6か月以上」を削除)
- 1 この規程は、平成24年7月26日から施行する。
(第19条1号・3号、第27条1号、第29条4号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許」を「看護師免許」に変更)
- 1 この規程は、平成26年2月28日から施行する。
(第30条「認定を取消す等必要な処分を行うことができる」に変更、2号前項に定める必要な処分に関する手続きについては別途定める)を追加)
(第32条「この規程は、制度委員会の審議を経て、理事会の決議により変更ができる」に変更)

公益社団法人日本看護協会 専門看護師細則

第1章 総則

第1条 専門看護師規程（以下「規程」という。）の施行にあたり、規程に定められた以外の事項については、この専門看護師細則（以下「細則」という。）の規定に従うものとする。

第2章 専門看護師制度委員会

第2条 専門看護師制度委員会（以下「制度委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。

2 制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 制度委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第3条 制度委員会は、規程第5条に基づき、専門看護師制度の実施や改善のための検討を行う。その役割には、専門看護分野の特定を含む。

第4条 制度委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第5条 制度委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

第3章 他の看護関係の組織との連携

第6条 規程第8条の規定により、他の看護関係の組織との協議会を別に設ける。協議会の運営方法等は、常務理事会において決定する。

第4章 専門看護分野の特定

第7条 規程第10条の規定により、専門看護分野の特定は、制度委員会が次の事項について審議し、すべて満たすと認めた分野で、理事会の決議を経て行うものとする。

(1) 既に専門看護分野の教育課程が現存し大学院等で実施されているもの。なお、教育課程については日本看護系大学協議会又はそれと同等以上の組織が提言しているもの。

(2) 専門看護分野の教育を修了し、専門看護師の受験資格を満たしている者が現時点で3名以上、臨床専門分野（地域を含む）で実践していること。

第8条 専門看護分野の特定を申請する者は、次の各号に定める申請書類を制度委員会に提出しなければならない。

(1) 専門看護分野特定申請書

(2) 教育課程報告書（専門看護師の受験資格を満たしている者が受けた教育背景）

(3) 専門看護師実績報告書（3名以上）

第9条 専門看護分野特定の申請は、毎年3月末までに、申請書類を提出する。

第10条 現在特定されている専門看護分野は次の分野である。

精神看護、がん看護、地域看護、老人看護、小児看護、母性看護、慢性疾患看護、急性・重症患者看護、感染症看護、家族支援、在宅看護、遺伝看護、災害看護

2 専門看護師の専門看護分野を示す際の英語での表記法は、1項に示す分野名の順に下記のとおり

とする。なお、資格名称の英語表記は、「Certified Nurse Specialist in（専門看護分野名）」とする。

Psychiatric Mental Health Nursing, Cancer Nursing, Community Health Nursing, Gerontological Nursing, Child Health Nursing, Women's Health Nursing, Chronic Care Nursing, Critical Care Nursing, Infection Control Nursing, Family Health Nursing, Home Care Nursing, Genetics Nursing, Disaster Nursing

第5章 専門看護師の認定

第1節 専門看護師を認定する委員会

（認定委員会）

第11条 専門看護師認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、5名以上の委員をもって構成する。制度委員は、認定委員を兼務することができる。

- 2 認定委員の構成は、専門看護分野の専門家を含まなければならない。
- 3 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 認定委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第12条 認定委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

第13条 認定委員会の議事については、その経過及び結果を記載した議事録を作成する。

（認定実行委員会）

第14条 専門看護師認定実行委員会（以下「認定実行委員会」という。）の委員の定数は、専門看護分野ごとに5名以上とする。

- 2 認定実行委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 各専門看護分野の認定実行委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。

第15条 各専門看護分野の認定実行委員長は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

第16条 認定実行委員会の委員の氏名は任期中非公開とする。

第2節 受験の申請

第17条 規程第19条の規定により、専門看護師認定審査を受験する者（以下「受験者」という。）は、次の各号に定める内容の専門看護分野の実務研修をしていなければならない。

- (1) 専門看護分野における、個人、家族及び集団に対する直接的な看護実践
- (2) 専門看護分野における、看護者を含むケア提供者に対するコンサルテーション
- (3) 専門看護分野における、必要なケアが円滑に行われるための、保健医療福祉に携わる人々とのコーディネーション
- (4) 専門看護分野における、個人、家族及び集団の権利を守るための、倫理的な問題や葛藤の解決をはかる倫理調整
- (5) 専門看護分野における、ケアを向上させるための、看護者に対する研修会、研究指導及び講演会等での活動を含む多様な教育的機能
- (6) 専門看護分野において、専門知識及び技術の向上並びに開発をはかるための実践の場における研究活動

第18条 受験者は、公益社団法人日本看護協会（以下「本会」という。）に次の各号に定める申請

書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 専門看護師認定審査申請書
- (2) 履歴書
- (3) 看護師免許証の写
- (4) 専門看護分野の所定の履修単位自己申告書
- (5) 教育機関が発行する履修単位証明書
- (6) 勤務先の長が証明する勤務証明書
- (7) 看護実績報告書
 - イ 直接的看護実践の事例分析の報告書
 - ロ コンサルテーションに関する報告書
 - ハ コーディネーションに関する報告書
 - ニ 倫理調整に関する報告書
 - ホ 教育的機能に関する報告書
 - ヘ 研究業績に関する報告書

2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

第3節 専門看護師の審査及び認定

第19条 認定実行委員会は、規程第21条の規定により専門看護師認定審査の受験者に対し、書類審査及び筆記試験を行う。

2 規程第19条に定める受験資格を満たす者に限り、認定審査を受けることができる。

3 日本看護系大学協議会に認定された専門看護師教育課程以外の修士課程修了者は、第1項に定める専門看護師認定審査の前に教育要件についての受験資格審査を受けることができる。その際の提出書類は細則第18条(1)から(5)とし、詳細は認定委員会が別に定める。

第20条 認定実行委員会は、最終的な審査結果及び出願書類を、認定委員会に提出し報告する。

第21条 認定委員会は、認定実行委員会の審査結果をもとに審議を行い、合格者を会長に報告する。

第22条 専門看護師の認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第23条 規程第21条の規定による専門看護師審査を行うにあたっては、本会公式ホームページに審査の要領を掲載する。

第6章 専門看護師の認定の更新

第24条 規程第26条の規定により、認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という。）は、認定証取得後5年間で次の各号をすべて満たしていなければならない。

- (1) 看護実践時間が2,000時間以上に達していること
- (2) 研修実績及び研究業績等が合わせて100点以上であること

第25条 認定更新申請者は、本会に次の各号に定める申請書類を提出し、理事会が定める審査料を納入しなければならない。

- (1) 専門看護師認定更新申請書
- (2) 履歴書
- (3) 勤務先の長の証明する勤務証明書
- (4) 認定証取得後5年間の看護実績報告書

2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。

3 認定更新の申請期間については、認定委員会が別に定める。

第26条 規程第26条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると認定委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。

第27条 専門看護師の認定更新を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第7章 専門看護師の再認定

第28条 規程第31条の規定に基づき再認定を受けようとする者（以下「再認定申請者」という。）は、申請時において過去5年間に細則第24条の各号をすべて満たしていなければならない。

第29条 再認定申請者は、専門看護師再認定申請書とともに細則第25条の第2号から第4号に定める申請書類と理事会が定める審査料を本会に提出しなければならない。この場合、第4号に定める申請書類について「認定証取得後5年間」を「申請時において過去5年間」と読替えるものとする。

第30条 専門看護師の再認定を受け認定証の交付を受ける者は、本会に理事会が定める認定料を納入しなければならない。

第8章 細則の変更

第31条 この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成7年11月10日から施行する。
- 1 この細則は、平成8年11月15日改正
(第10条「地域看護」を追加)
- 1 この細則は、平成12年2月4日改正
- 1 この細則は、平成13年7月13日改正
(第10条「老人看護」を追加)
- 1 この細則は、平成13年11月16日改正
(第10条「小児看護」を追加)
- 1 この細則は、平成14年7月12日改正
(第10条「母性看護」を追加)
- 1 この細則は、平成15年5月20日改正
(保健婦及び保健士を保健師、助産婦を助産師、看護婦及び看護士を看護師に変更)
- 1 この細則は、平成15年7月18日改正
(第10条「成人看護(慢性)」を追加)
- 1 この細則は、平成16年2月6日改正
(第24条 倫理調整を追加、第26条 筆記試験を削除)
- 1 この細則は、平成16年7月16日改正
(「第10条「クリティカルケア看護」を追加)
- 1 この細則は、平成17年2月4日改正
(正式名の記載及び条文整理等の改正)
- 1 この細則は、平成18年7月14日改正
(第10条「感染看護」を追加)

- 1 この細則は、平成19年4月20日改正
(第17条及び第18条を改正)
(実務経験を実務研修に変更し、条文整理)
- 1 この細則は、平成19年7月13日改正
(第10条「成人看護(慢性)」を「慢性疾患看護」、「クリティカルケア看護」を「急性・重症患者看護」、「感染看護」を「感染症看護」に名称変更)
(第2項に分野名の英文表記を追加)
- 1 この細則は、平成20年4月17日改正
(第10条「家族支援」を追加)
- 1 この細則は、平成20年5月19日改正
(第23条「協会ニュース」を「公式ホームページ」に変更)
- 1 この細則は、平成21年2月6日改正
(第19条を改正)
(「口頭試問」を「筆記試験」に変更、受験資格審査について追加し、条文整理)
(第24条を改正 第2号と第3号を統合し条文整理)
(第25条の第3号を削除し条文整理)
(第7章 「専門看護師の再認定」を追加、第28条から第30条を追加し、以下章と条文を繰り下げ)
- 1 この細則は、平成23年4月27日改正、平成23年5月16日から施行し、各規定は平成23年4月1日から適用する。
- 1 この細則は、平成24年4月20日改正、平成24年5月9日から施行する。
(第10条 「在宅看護」を追加)
- 1 この細則は、平成24年7月26日から施行する。
(第18条3号「保健師、助産師及び看護師のいずれかの免許証」を「看護師免許証」に変更)
- 1 この細則は、平成26年2月28日から施行する。
(第2条2号「制度委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない」に変更)
(第4条、12条「委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない」、2号「決議を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する」に変更)
(第18条「専門看護分野における看護実践能力に関する推薦書」を削除)
(第31条「この細則は、制度委員会の審議を経て、常務理事会の決議により変更することができる」に変更)
- 1 この細則は、平成28年11月24日から施行する。
(第10条 「遺伝看護」「災害看護」を追加)